

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業の変更の届出

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第5条第5項の規定により、特定地域づくり事業変更届出書が提出されたので、同法同条第6項の規定により公示します。

（変更届出日 令和6年6月28日）

変更に係る事項	変更前	変更後
代表者の氏名	山口 侑香	足袋拔 豪

（変更届出日 令和7年8月25日）

変更に係る事項	変更前	変更後
住所及び事務所の所在地	石川県珠洲市折戸町ホ部25番1	石川県珠洲市狼煙町テ部13番地1

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合に認定をしたので、同法第3条第6項の規定により公示します。

名称	珠洲市特定地域づくり事業協同組合
住所	石川県珠洲市折戸町ホ部25番1
代表者の氏名	山口 侑香
事務所の名称	珠洲市特定地域づくり事業協同組合
事務所の所在地	石川県珠洲市折戸町ホ部25番1
地区	石川県珠洲市
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間満了の日	令和14年2月29日
職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲	該当なし
付与した条件	なし